

ディスポーザーの取り扱いについて(案)

平成 28 年 6 月

北広島市水道部下水道課

目 次

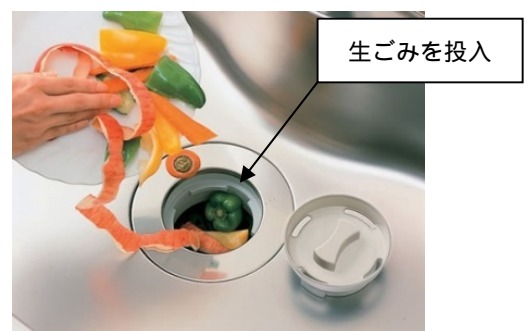
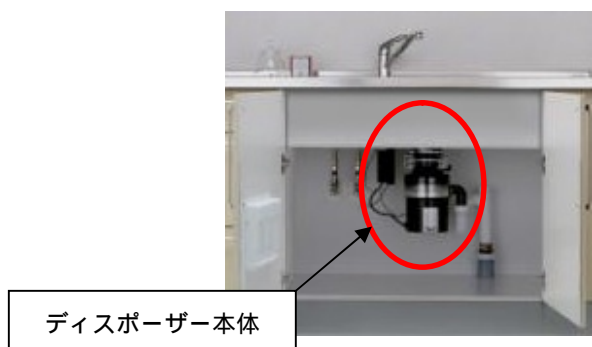
1 . ディスポーザーとは.....	1
2 . ディスポーザーの種類と特徴.....	1
3 . 他団体の状況	3
4 . 取り扱いを定める経緯.....	3
5 . 北広島下水道審議会での審議.....	4
6 . 北広島市での取り扱いについて	4
7 . 今後の予定..... ..	5

1. ディスポーザーとは

- ・ ディスポーザーとは、流し台の排水口に取り付けて、水を流しながら野菜くず、魚、鶏の骨などの生ごみを水を流しながら粉々に砕く機械です。
- ・ ディスポーザーは生ごみをなんでも処理できるというものではなく、機械のメーカーにもよりますが、生ごみの中でも卵の殻や貝の殻、たけのこの皮、とうもろこしの芯や皮、牛豚の骨、玉ねぎの皮、枝豆の皮などは処理できませんので、これについては別途の排出が必要です。

北広島市では、卵の殻や貝の殻、たけのこの皮、とうもろこしの皮は普通ごみとして排出することになっています。

- ・ 近年では、生活環境の多様化により、全国で高層マンション等への設置が見受けられるようになっていきます。



2. ディスポーザーの種類と特徴

- ・ ディスポーザーには、

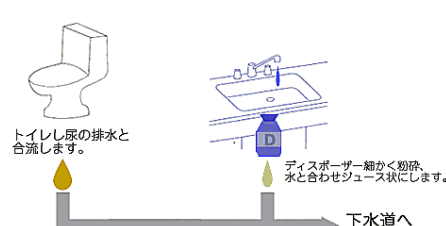
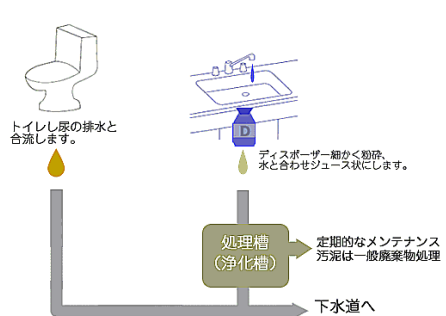
「**単体ディスポーザー**（直接投入型ディスポーザー）」

「**ディスポーザー排水処理システム**（処理槽付ディスポーザー）」

の2種類があります。

- ・ 単体ディスポーザーは、ディスポーザーからの排水を水と一緒に下水道へ直接排水（アメーバ - 状になっています）します。
- ・ ディスポーザー排水処理システムについては、単体ディスポーザーと同じ段階を経た排水を一旦、排水処理部（排水処理槽）で下水道の排水基準の基準値内に処理してから下水道に排出しています。

各ディスポーザーの特徴については、下表に示すとおりです。

種 類	単体ディスポーザー (直接投入型ディスポーザー)	ディスポーザー排水処理システム (処理槽付ディスポーザー)
処理方法	<p>ディスポーザーからの排水を 直接下水道に流します</p> 	<p>ディスポーザーからの排水を処理 槽で水質改善の処理をした後に、 下水道に流します</p> 
設置費	7万円 ~ 15万円	8万円 ~ 34万円
維持 管理費	2万円/年 ~ 12万円/年	10万円/年 ~ 40万円/年
下水道へ の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠の腐食や悪臭の発生 ・管渠の清掃回数の増加 ・処理場での処理負荷が増加 	特になし

- ・ ディスポーザー排水処理システムは、単体ディスポーザーでは設けていない排水処理部を有しています。この排水処理部には、生物処理装置タイプと機械処理装置タイプの2つが存在しています。
- ・ 生物処理装置タイプは、ディスポーザーからの排水を生物処理した後、処理水は下水道へ、処理槽に残っているものは汚泥として業者等が処理することになります。
- ・ 機械処理装置タイプは、生物処理装置タイプと同様に排水は処理され、処理槽に残っているものは、排水処理部にある乾燥装置等で乾燥させ、一般ごみとして排出することになります。

3. 他団体の状況

- ・ 単体ディスポージャーは、下水道管の詰まりや腐敗による悪臭、下水道処理施設での処理負荷の増大などの恐れがあるとのことから、全国 1,718 団体の内 29 団体、道内 179 団体の内 14 団体でのみ許可されています。
- ・ ディスポージャー排水処理システムは、全国 1,718 団体の内 416 団体で許可されています。

4. 取り扱いを定める経緯

ディスポージャーの取り扱いについては、国土交通省より各事業者によって定めるものと通知されていますが、機器の公的性能基準も明確に認証されていませんでした。過去の基準等の経緯は下記のとおりです。

平成 10 年	建築基準法第 38 条の規定に基づく配管設備として認定
平成 12 年 6 月	建築基準の性能規定化に伴い第 38 条が削除
平成 13 年 3 月	(公社)日本下水道協会「下水道のためのディスポージャー排水処理システム性能基準(案)」従来制度を基本に暫定的に作成
平成 25 年 3 月	(公社)日本下水道協会から「下水道のためのディスポージャー排水処理システム性能基準(案)」改定により排水設備としての性能基準が明らかとなり、取り扱いを定めることが可能となる。

北広島市では循環型社会形成を推進するため、平成 23 年度から下水処理センターへ生ごみ、平成 25 年度からはし尿等の受け入れを行い、バイオマスの有効活用を進めています。

ディスポージャーの取り扱いについては、北広島市でもこれまで調査、検討を行ってきましたが、生ごみをより多くバイオマス利活用施設へ搬入し、バイオマスエネルギーの更なる有効活用を図る事が重要課題である事から、今回北広島市として、ディスポージャーの取り扱いについて、北広島市下水道事業審議会へ諮問することとしました。

5. 北広島市下水道事業審議会での審議結果

「ディスポージャーの取り扱いについて」、北広島市下水道事業審議会へ説明及び諮問を下記の日程で行い、下水道事業審議会より答申を受けました。

平成 27 年 10 月 6 日	事前説明
平成 28 年 1 月 12 日	諮問・審議
平成 28 年 2 月 23 日	答申

北広島市下水道事業の現状を勘案すると、ディスポージャーの設置は

許可すべきではない。

- ・単体（直接投入型）ディスポージャーについては許可すべきではない

理由：下水道施設へ悪影響を及ぼす恐れがある。

- ・ディスポージャー排水処理システム型については許可すべきではない

理由：個人での維持管理が充分になされるか甚だ不安である。

北広島市はバイオマス利活用施設を最大限に活用することが重要である。

答申より抜粋

6. 北広島市での取り扱い

「ディスポージャーの取り扱いについて」の方針を定めるにあたり、ディスポージャーを設置することにより高年齢者が生ごみを排出せずに済み、利便性が増すのではと考えられましたが、ディスポージャーを設置しても処理できないものがあり、分別して生ごみを排出しなければならないので手間は従来と変わらないと思われます。また、ディスポージャーは個人管理となるため、維持管理の負担が増すことも考えられます。

また、集合住宅等にはディスポージャー排水処理システム型の導入が想定されますが、すでに所有者による適切な維持管理がなされず、宅内排水管の悪臭や腐食、閉塞など排水設備に重大な損害が発生した事例も報告されています。

北広島市としては、北広島市下水道事業審議会から答申されたように、今後もバイオマス利活用施設を最大限に活用する事が重要であり、生ごみの搬入量を増やし、バイオマスエネルギーの更なる有効利用を目指す為、機器の種類に係わらず

ディスポージャーの設置は許可しない。

こととし、それに伴う条例の制定を予定しております。

7. 今後の予定

平成28年 6月15日～ 7月15日	パブリックコメント募集
平成28年 9月	第3回定例議会へ条例(案)を上程
平成28年12月	条例施行